

議 案 提 出 書

件 名 介護職員の実効性の高い処遇改善と訪問介護費の引
下げ見直し、介護報酬引上げの再改定を早急に行う
ことを求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び
長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者 長野市議会 福祉環境委員会
委員長 手 塚 秀 樹

介護職員の実効性の高い処遇改善と訪問介護費の引下げ見直し、
介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書（案）

いわゆる「団塊の世代」の全ての人が令和7年度に後期高齢者となり、さらに「団塊のジュニア世代」が65歳以上になる令和22年を見据え、介護が必要となっても安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」のさらなる深化が求められています。

東京商工リサーチの調べでは、令和6年1月から4月までの「老人福祉・介護事業」の倒産は全国で51件（前年同期比45.7%増）、このうち、最多は訪問介護の22件（同22.2%増）、次いで、通所・短期入所介護の19件（同58.3%増）で、この2業種だけで合計41件（構成比80.3%）と倒産件数全体の8割を占め、期間の過去最多を更新したとのことです。

このような中で、3年ごとに見直される介護保険の報酬改定では、国から示された全体の介護報酬改定率は1.59%の増となりました。このうち、介護職員の処遇改善分が0.98%としており、経営状況が悪化していた特別養護老人ホームなどは報酬のうち基本料に当たる部分を引き上げた一方で、訪問介護サービスは経営が安定しているとして、基本料部分を引き下げる方針としました。引下げの理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、地域の実態からかけ離れています。

厚生労働省は、今回の介護報酬改定で職員のベースアップを令和6年度に月約7,500円、令和7年度に月約6,000円と見込んでいます。しかし、介護職員の給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回り、実現しても全産業平均給与に遠く及びません。

このままでは、地域包括ケアの要を担う訪問介護事業者をはじめ、介護職員の確保はますます困難になるだけです。このことから、下記の事項について国に要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 今回の改正で訪問介護の処遇改善加算は高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、14.5%から経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるよう設定している一方で、事業所が取得の有無を判断するため、多大な事務負担により介護職員が加算による処遇改善を得られにくい状況であることから、手続の簡素化を図るなど実効性の高い制度に改善すること。

- 2 令和6年度の報酬改定では基本報酬が引下げとなったが、光熱水費や燃料費の高騰している状況が続いており、経営状況が悪化する状況により介護職員のさらなる減少が懸念されることから、基本報酬を引き上げるよう見直すこと。
- 3 介護保険事業計画期間内の介護報酬見直しを伴う改定は、利用者や保険者にも負担が及ぶことから、国の法定負担割合を増やすなどの対策を講じること。

令和6年6月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛
財務大臣
厚生労働大臣

長野市議会議長 西沢利一